

町 長	副 町 長	総務課長	所 長	副 所 長	係 長	係

愛宕山公園行為許可申請書

愛宕山公園内において、下記のとおり行為を行いたいので、愛宕山公園条例第 5 条第 1 項の規定により申請します。

利用許可第 号
令和 年 月 日

申請者 住所(団体名)
氏名(代表者名)
(TEL — —)

色 麻 町 長 殿

記

行 為 場 所 又 は 公 園 施 設	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	
行 為 の 内 容	
許 可 条 件	公園条例に定めるものの他、管理者の指示に従うこと(裏面参照)。

※使用許可の決定にあたり、暴力団員による使用であるかを確認するため、所轄の警察署長に照会する場合があります。

愛宕山公園の利用について

1 愛宕山公園の利用について

(1) 公園利用の禁止事項

- (ア) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (イ) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (ウ) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (エ) 土地の形状を変更し、又は土石の類を採取すること。
- (オ) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (カ) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (キ) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (ク) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (ケ) 指定された場所以外の場所でたき火、炊飯、宴会又は野営をすること。
- (コ) 公園をその他用途外に使用すること。
- (サ) ペットを公園内に入れること。

(2) 公園を利用できない方

- (ア) 保護者の同行しない幼児
- (イ) 伝染病患者・精神異常者及び泥酔者
- (ウ) 火薬・凶器等の危険物を携帯する者
- (エ) その他秩序をみだす恐れのある者
- (オ) 必要な指示に従わない者

(3) 公園内で次の行為をする場合は、町長の許可を受けなければならない。

- (ア) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をするとき。
- (イ) 業として写真又は映画を撮影するとき。
- (ウ) 興業を行うとき。
- (エ) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、公園の全部又は一部を独占して利用するとき。
- (オ) 有料公園施設の内部に広告を表示するとき。

事務所 愛宕山公園管理事務所「色麻町農業伝習館内」

所在地 色麻町四竈字東原 1 番地 40

連絡先 電話 0229-65-4390 FAX 0229-65-4391